

令和6年度 学校評価自己点検自己評価「各領域総括評価・総合評価」

姫路赤十字看護専門学校

領域	分析と今後の課題
1. 教育理念・目的・目標	教育理念・教育目的・教育目標 学生便覧、教育課程に記載して学生に配布している。また、赤十字看護教育を受ける成人学習者が赤十字看護師になるために必要な行動目標として明示しており、入学時や実習オリエンテーション時で繰り返し説明している。実習施設、関連各署や保護者には、学校運営会議、学校関係者評価会議、講師会議、実習調整会、式典前の保護者説明会のほか、ホームページなどを通じて周知に努めている。 学生の到達度 年度末に『学年別到達目標』を用いて評価している。改正カリキュラム開始から3年を経過し、教育効果を評価しながら、教育理念、3つのポリシー、シラバス等を見直している。 教材の開発や演習 関連業界や医療機器専門業者に協力を依頼している。高性能シミュレータSCENARIOをフィジカルアセスメントや臨床判断トレーニングに活用している。 赤十字の特色ある教育活動 1.2年次に2学年合同の災害救護訓練(トレーニングセンター)を実施している。3年次は第4ブロック合同災害救護訓練に参加し、赤十字看護学生としての意識を高める機会としている。さらに、今年度は2年次の日本赤十字社本社での研修が再開されたため、他の赤十字看護学生と直接交流しながら赤十字活動の理解を深める機会になっている。 学校の将来構想 運営会議などで設置医療施設や支部と話し合っている。
2. 学校運営	学校運営の円滑化 運営方針は、年度初めに職員会議で検討して作成し、運営会議で決定、学校運営に携わるもの全員に周知徹底している。アクションプランを用いて単年度の事業計画・目標を定め、小グループ活動を取り入れ、業務分担し、事業目標に沿って進めている。職員会議で進捗状況を報告し、中間、最終評価を行っている。 学校運営組織 日本赤十字社看護専門学校規程第6条で定める規定の教職員を配置し、教職員の役割を職務指針で明確にしている。 学校運営に関する意思決定 学校運営会議、教育会議、教師会議、職員会議、講師会議を規程で定めて、年間計画をたて、適切に開催している。 人事・給与に関する制度 本社の規程を遵守して適切に運用している。教職員の配置は、設置医療施設と連携し、必要な人材の確保に努めている。 意思決定システム 各会議について出席者、審議事項が定められ、意思決定の権限が明確になっている。決定事項については、議事録を供覧して周知している。 情報システム 情報を一元管理し、データの更新を適切に行い、個人情報の漏えいが起こらないように、適切に管理している。

領域	分析と今後の課題
3. 教育活動	教育課程 教育理念である「人道」を基調とした赤十字看護師の育成をめざして教育課程を編成しており、カリキュラム会議・教師会議などで検討・周知している。 授業では、グループワーク形式を取り入れ、主体的に学ぶ機会を意図的に作っている。また、模擬患者演習やハイブリッドシミュレーター、ICT教材を活用した演習などを取り入れ学力の定着やアセスメント能力の強化を目指している。異文化に触れグローバルヘルスを深めていくために、英会話力の強化に努め、TOPEC看護英語試験に33名が合格し認定証を取得した。 キャリア教育 キャリアガイダンス、ナースセンター出張講座、いのちの勉強会のDVD視を継続している。 設置医療施設との協力体制 実習調整会、臨床指導委員会、看護師長会で、教育理念・教育目的・教育目標などを伝えている。また、臨床指導委員会や学習会で意見交換を行う機会を得ている。 学習支援 1・2年次は低学年模試、3年次は全国模擬試験を受験し、成績低迷者に対しては個人面接を行い、計画を立てて学習するように指導している。また、成績低迷者には、アドバイザーを中心に全教員が担当して学習支援をしている。国家試験対策特別講義では、講師には出題傾向に則ったポイントや学生の不得手としている部分についての教授を依頼している。 教育課程に必要な教員数 厚生労働省の養成所指定規則に定められている。日本赤十字社看護専門学校では、日本赤十字社看護専門学校規程に則った職員数を配置している。本校は、学則第37条に定められている職員数を配置している。
4. 学修成果	教員養成計画 設置医療施設の看護部と協議しており、2年ごとに開催される兵庫県主催の看護専任教員養成講習会に看護職員の派遣を依頼している。また、教員養成講習会の研修生を受け入れることで、各教員が自己の看護観や教育観について見直す機会となり教員の資質向上への一助としている。 教職員の資質向上 教員ラダーの認定者は、退職や異動により認定者はⅡ4名と減少しているが、今年度は2名が申請した。教員は全員が何らかの学会に所属して、自らの資質向上のために、研修や学会に参加している。今年度は、日本看護技術学会、医療の質・安全学会、日本看護科学学会、兵庫県看護協会西播支部看護実践報告会で5演題を発表した。また、授業リフレクション3回、教員の学習会を1回/1～2ヵ月開催した。日本看護学校協議会が開催している中堅教員スキルアップ研修で他の学校のフィールドワークに参加したり、教務主任研修の修了者が複数名となったり、学校運営について話題を提供して検討する機会が増加している。

領域	分析と今後の課題 学生の進路 入学時から学生面談時などに学生個々の進学や就職に関する希望等を確認しており、インターンシップ制度など、就職に関する情報提供ができるよう配慮している。 今年度の卒業生は44名である。そのうち設置医療施設に41名、県外の赤十字施設に1名、県内の医療施設に2名が就職予定である。設置医療施設への就職率は93%（昨年度77%）である。 看護師国家試験 平成19年度以降、全員合格を維持している。看護師国家試験に向けては、傾向分析会での情報を参考に受験対策を検討して学生と共有している。また、実施している模擬試験の全国データを手し、本校の学生との比較検討、正答率の低い問題の分析、学習強化を行っている。 看護師国家試験合格状況は、看護師国家試験直後の自己採点結果および看護師国家試験合格通知書の点数から集計・分析している。 看護師国家試験対策特別講義など学習指導の効果 卒業生にアンケート調査を行い、看護師国家試験の結果と合わせて次年度の講義内容や支援方法の検討を行っている。また、講師会議等を通じて、1年次から学習が進められるよう講師へも依頼している。 卒業生の活動状況 9割以上の卒業生は設置医療施設である姫路赤十字病院に就職しており、卒業生の評価、看護実践状況について、諸会議や研修、報告会、臨床現場などを通じて最新の活動状況を把握している。また、卒後1年目を対象にホームカミングデーを開催しており、参加者から卒業生の就職先・進学先での状況を聞く機会を設けている。学校案内・ホームページ・学校広報誌「カリオン」には、臨床等で活躍している卒業生からのコメントなどを紹介している。
5. 学生支援	保護者との支援協力 メンタルの問題を抱える学生は年々増加している。適宜教員との個別面談を行い、学生の相談にのっている。必要時、保護者にも連絡を取り、保護者との面談も行っている。入学式の式典前に学校概要やカリキュラムの説明、戴帽式や卒業式前には学習状況などを副学校長や教務主任から伝え、保護者等の協力を依頼している。学校評価については保護者アンケートを実施しており、学校評価の結果や学校評価会議の意見からの改善事項を文書にまとめて報告している。 個別面談 各クラス学習支援が必要と思われる時期に行っている。また、基礎学力の不足や生活態度の不良、精神的支援に対して家族と連絡を取り、必要時面談を行っている。前期終了時と年度末には、保護者あてに成績を郵送し、成績の共有も図っている。 スクールカウンセラーによる相談 精神面の問題を抱える学生は年々増加しており、スクールカウンセラーによる全学年への面談、学年毎に公認心理師や「こころの相談室」相談員によるメンタルヘルス講義を実施している。また、教師会議や実習調整会で学生の情報を共有し、臨地実習指導者と担当教員も連携をとり情報共有している。 入学後に学習を継続できる支援体制 奨学金については入学時に、各種奨学金制度、利用方法、手続き、返済方法など説明している。設置医療施設の奨学金制度もあり、経済的な理由で学費など一括納入が困難な学生に対しては相談の上、分割納入や猶予などの対応をしている。 学校保健計画 年に1回校医による健康診断を実施し、有所見者には受診を勧め、その後の経過観察・結果を保管している。予防接種等も設置医療施設の協力のもと計画的に実施している。 保健室は整備され、体調不良を訴えた学生に対しては、看護師である教員が対応にあたり、必要に応じて設置医療施設との連携も図っている。 学生自治会の活動 学生自治会規約に則って行われている。月1回の自治会定例会議で自治会役員と担当教員の意見交換を通し、学生がよりよい学校生活を送ることができるよう支援している。年2回の自治会総会を通して、全教職員、全学生が自治会活動を把握する機会も設けている。活動内容には、自治会主催の行事の運営や英語サークル、オープンキャンパス等のボランティア活動などがある。 経済的支援制度 姫路赤十字病院看護学生奨学金、日本赤十字社看護師同方会、日本学生支援機構、国際ソロプチミスト女子学生支援金を申請している。また、厚生労働省が実施している「専門実践訓練講座指定」の指定要件を満たし、入学生から申請できるよう整備している。

領域	分析と今後の課題
6. 教育環境	施設整備 校舎は築23年が経過し、老朽化が進んでいる。設置医療施設と連携し、中庭の樹木の剪定、エアコンの整備、実習室の温水の配管修理などを行っている。また75型TVモニターを購入して活用している。 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに示されている数量を維持している。教材は、保管場所を整理整頓しながら毎年購入している。専門技術を学習・教育するための機械器具等に関しては、寄付金及び助成金で充実している。 学生及び教職員の研修室や休憩室、談話室などの設備はないが、談話コーナーやエントランスに机や椅子などを整備し、少しでも学生が和める場所を確保している。 事業継続計画 学校保健安全法第27条で策定が規定されている学校安全計画・赤十字看護専門学校BCP(事業継続計画)を修正しながら、運用している。 防火・防災訓練 教職員・学生は年に1度、設置医療施設の防火・防災管理者と防災センターの職員の協力を得て、隣接する施設と合同で防火・防災訓練を実施している。防火・防災訓練時には、常備している折りたたみ型ヘルメットを組み立て被って避難している。初期消火は消火栓や訓練用の消火器を取り扱い、アクションカードを使用して訓練を行っている。 災害用一斉メール配信サービス 兵庫県内における震度6弱以上の地震発生時、地域地震が震度5強以上の場合、災害用一斉メールが自動配信され、学生・家族の安否を確認している。 防犯体制の整備・安全対策 1年生がさすまたの使用や護身術を警察官から学んでいる。必要時、設置医療施設に協力を得ながら対応している。万が一に備えて、全学生は総合補償制度Willに加入している。また演習時の教員を増やし、事故を未然に防ぐように努めている。通学時に自転車を使用する学生には自転車損害賠償保険の加入、ヘルメットの着用を推奨している。
7. 学生の募集と受け入れ	学生募集 高校や企業主催の進学説明会に参加し、本校の教育方針やカリキュラムの特徴などを伝えている。募集要項はほとんどホームページや進学サイトなどのインターネットからの請求となっている。 学校ホームページでは、「姫路赤十字看護専門学校だより Official Blog」(以下、ブログとする)やInstagramを適宜更新して、学校の様子などについて情報提供している。高校生や入学希望者がアクセスして見たい情報を取りやすいようなホームページにしている。 広報活動 学校説明会とオープンキャンパスを14回開催し、参加した学生から受験に繋がっている。社会人向けには、休日に開催している。令和4年度より推薦入試を導入したが、全国的に看護専門学校の受験者数は減少している。高校の進路指導部長を訪問し、推薦入試について説明し、学校の状況も情報を得ていくようにしている。高校が統廃合されていくため、オープンキャンパスに進路指導部の先生方を案内して学校を実際に体験できるよう案内していく。また、戴帽式に案内して学生との交流を図っている。 入学選考 入学試験規程・入学試験合格者選考基準に則り、推薦・社会人入学試験と一般入学試験を行っている。高校調査書の「評定平均値」「学習成績概評」と入試時の面接点と入学後の成績との関係性を分析しながら、継続して良質な学生の確保をめざしている。 学納金 日本赤十字社看護専門学校学則準則に則り、運営会議で授業料、施設整備費について現状維持の金額とした。また入学に際して必要なすべての金額に関して、募集要項等に明示している。

領域	分析と今後の課題
8. 財務	財務基盤 学納金、補助金以外の費用は設置医療施設が約1億円負担している。設置医療施設の財政状況は、病院管理会議や業務連絡会議、職員向け広報誌によって周知されている。学校の経営基盤(設置医療施設の財政状況)については、毎年グラフで収支が教職員に示され、コスト管理を意識している。DX化を推進し、ペーパーレス化、時間外業務及びコスト削減にも努めている。教育研究費比率、人件費比率を算出し、財務改善の参考にする。 学校の会計 設置医療施設の会計に組み込まれているため執行管理は行いにくい、中期・単年度計画に基づき、設置医療施設の経営管理課との協働により予算及び収支について適切な会計処理を行っている。学校会計独自では監査を行っていないが、設置医療施設が監査を受ける際に学校会計に関するデータも提供し、適切に実施している。 財務情勢等の詳細項目 設置医療施設において公開体制が整備されている。令和2年度より施行の「高等教育の修学支援新制度」の確認申請書に日本赤十字社の会計情報を掲載しており、ホームページで公開している。 兵庫県看護職員県内定着支援事業補助金 令和5年度卒業生の兵庫県看護職員県内定着率が72.5%で兵庫県の基準(69.6%)を上回っているため、500,000円の交付となった。県内への就職状況等について注視していく。
9. 法令の遵守	関係法令及び設置基準 設置基準に従い、学校運営を行い、年度初めには14条報告、赤十字運営調査報告を行っている。また、姫路赤十字看護専門学校学則・諸規程を適切に運用し、学校運営を行っている。 ハラスメント 日本赤十字社ハラスメント防止規程、ハラスメント予防・対応ブックをもとに作成された設置医療施設のハラスメント防止ブックを遵守し、対応している。学生便覧にも「学内における倫理」として文章化している。 個人情報の取り扱い 設置医療施設の個人情報の安全管理マニュアルおよび姫路赤十字看護専門学校個人情報の安全管理マニュアルに則って、適切に処理している。学生には、入学時や実習オリエンテーションで個人情報保護や電子カルテ下の実習に伴う情報収集について説明している。 業務上の機密や個人情報の取り扱いについては就業規則や職務指針に定められている。また、ソーシャルメディアの適正利用については、日本赤十字社におけるソーシャルメディア利用のガイドライン、姫路赤十字病院医療情報システム運用管理規程に則って適正に運用している。姫路赤十字看護専門学校における「プライバシーポリシー」は学校ホームページに掲載している。 学生および教職員全員が「個人情報漏えい保険」に加入し、対応できるようにしている。個人情報に関するデータは教職員個人の電子媒体には入れず、学校専用の電子媒体にパスワードをかけて、施錠できる場所に保管している。 赤十字看護専門学校における学校評価ガイドライン(平成27年度改訂) 評価結果は運営会議や学校関係者評価会議等で検討し、改革・改善に取り組んでいる。また、報告書にまとめて学校広報誌やホームページ等に掲載している。今年度の会議では、「電子教科書の導入による学生の学び方の変化」と「赤十字の一員としての意識向上を目指した協同学習の効果」について伝達した。赤十字の一員としての自覚や強み、学生の学び方の変化や協同学習について意見交換を行った。今後は、学生の学び方の変化に伴い、電子媒体の取り扱いや使用による弊害などについてモニタリングしていく必要がある。また、協同学習の継続と効果を評価していく。

領域	分析と今後の課題
10. 社会 貢献 ・ 地域 貢献	社会貢献・地域貢献 日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県看護協会等の依頼を受けて、講演や研修の講師や委員として活動している。各施設や地域で開催される赤十字講習の指導員としての派遣要請にも応じている。赤十字健康生活支援講習講師として1名が活動している。地域の小学校の「いのちの授業」など、体験交流活動の講師として参加もしている。 学校の図書室や実習室、教室を病院スタッフ等にも開放し、本の貸し出しなども行っている。実習室は、病院スタッフの卒後教育の場や赤十字更新講習の場や看護活動クラブの場としても利用できるようにしている。 「地域の生活を知る」「地域の看護を知る」でのフィールドワークを通して、地域の特徴や地域で療養する人々の暮らしに興味関心をもてるよう働きかけている。学生はボランティアとして地域の催事などに触れながら、学習を深めている。また、特別講義や講演会、DVD視聴を通して、社会問題にも興味を持てるよう取り組んでいる。 ボランティア活動 1年次に赤十字活動論の講義の中でボランティアの動機づけを行っている。看護学校に入学後は学生奉仕団に所属し、献血班、院内図書班、小児病棟訪問班、地域交流班の活動を行っている。
11. 国際 交流	国際交流 講義や講演会などを利用して、救護活動終了後の活動報告会など国際活動の体験者から話を聞く機会を設けている。教育課程には、国際的視野にたつて、コミュニケーション能力や異文化理解など、将来国際活動ができる基礎を育成する事を目的として、外国語を組み込んでいる。日本医学英語検定試験やTOPEC看護英語試験を受験するなど、医療英会話の向上をめざして取り組んでいる。また、赤十字以外の国際支援活動を考える機会を持ち、異文化理解につながる交流を深めている。設置医療施設には、国際救援活動を経験した職員が2名所属しているため、病院での報告会や講義など話を聴く機会に恵まれた環境である。